

施設見学記録(14) 加古川刑務所

永 田 憲 史

- | | |
|----------------|----------------|
| 浪速少年院（五五卷六号） | 京都刑務所（五八卷二号） |
| 宇治少年院（五六卷一号） | 阿武山学園（五八卷四号） |
| 京都医療少年院（五六卷四号） | 姫路少年刑務所（五九卷五号） |
| 三重刑務所（五七卷一号） | 交野女子学院（五九卷六号） |
| 宮川医療少年院（五七卷四号） | 京都少年鑑別所（六〇卷一号） |
| 神戸刑務所（五七卷五号） | 弘済のぞみ園（六〇卷二号） |
| 岩国刑務所（五七卷六号） | 加古川刑務所（本号） |

今回は、加古川刑務所の様子を紹介する。加古川刑務所は、交通事故の受刑者を集禁する交通区を有する刑務所の一つである。交通区を有する刑務所としては、ほかに市原刑務所（千葉県市原市）がある。もっとも、市原刑務所が交通区のみで構成されているのに対して、加古川刑務所は交通区のみならず、一般の受刑者を収容する一般区も有している。

加古川刑務所の見学は、平成二十二年（二〇〇九年）五月に、当職のみで行なった。

一、はじめに

加古川刑務所は、兵庫県加古川市の郊外にある。その敷地面積は、約二二万平方キロメートル（うち交通区が約四万平方キロメートル）あり、全国有数の広さを誇る。

加古川刑務所は、昭和二三年（一九四八年）、大阪陸軍航空補給廠跡地に大阪刑務所加古川建築場として発足した。刑務所の設立にあたって地元の強い反対があったため、初犯青年受刑者を収容する刑務所とすることで地元の理解を求め、昭和二四年（一九四九年）に加古川刑務所として独立した。その後、交通事故の受刑者の増加に伴って、昭和三九年（一九六四年）に交通事故禁錮受刑者の集禁施設に指定され、昭和四八年（一九七三年）に施設全体の改築工事に着手し、昭和五二年（一九七七年）に交通区が完成した。業務上過失致死傷罪（当時…刑法二二一条前段、現…二二一条一項前段）の法定刑に懲役刑が付加され、同罪による懲役刑の受刑者が増加したことに伴って、昭和五三年（一九七八年）に交通事故懲役受刑者の集禁施設に指定されることとなった。平成八年（一九九六年）に施設全体の改築工事が完了した。その後、一般区の収容定員を五一五名増加させるため、収容棟等の増築工事が着手され、平成一六年（二〇〇四年）に完了した。

加古川刑務所は、処遇指標A指標（犯罪傾向が進んでいない者）の受刑者を収容する刑務所である。但し、交通事故については、LA指標（執行すべき刑期が八年以上である者であって、犯罪傾向が進んでいない者）、YA指標（可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる二六歳未満の成人であって、犯罪傾向が進んでいない者）、JA指標（少年院への収容を必要としない少年であって、犯罪傾向が進んでいない者）の受刑者を収容する。

加古川刑務所における処遇の紹介としては、山内碧「刑事施設訪問インタビューここに生きて（第八回）加古川刑務所」刑政一一八卷一〇号（二〇〇七）七〇頁以下などがある。

まず、施設の概要や処遇の内容などを所長及び教育担当の統括矯正処遇官からお話いただいた後、所内の見学を行ない、その後、

質疑応答の時間が設けられた。

二、処遇の内容

加古川刑務所の定員は、一般区九六一名、交通区二二〇名の計一〇八一名であるが、参観当日の収容者数は一般区九二二名、交通区五九名の計九八〇名であり、収容率は九一％となっている。平成一八年(二〇〇六年)には、年平均収容者数が一二五九名(収容率一一六％)に達したが、その後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律によるいわゆるPFI手法を活用した刑務所が開所し、受刑者が移送されたため、収容人員が漸減した。収容人員が定員を大幅に超過した時期には、二段ベッドを活用するなどして、定員六名の集団室に最大九名の受刑者を、定員一名の単独室に最大二名の受刑者をそれぞれ収容して対処していた。

一般区も合わせた罪名別では、交通事故犯が二二〇名(二二％)、窃盗が一六九名(一七％)、覚せい剤取締法違反が一三六名(一四％)、強姦又は強制わいせつは六二名(六％)となっている。他の刑務所に比べて交通事故犯の比率が高いのが特徴的である。交通事故犯の内訳は、道路交通法違反が四八名、業務上過失傷害及び自動車運転過失傷害が三二名、業務上過失致死及び自動車運転過失致死が七三名、危険運転致死傷が六七名となっている。平均年齢は、四三・九歳である。最高齢は八九歳、最若年者は二〇歳である。高齢者の比率は、平成八年(一九九六年)末には九％であったが、現在一八％まで高まっている。この関係もあって、身体疾患を有する者が三八・九％、精神疾患を有する者が一三・四％を占めている。執行刑期の平均は、三年六月である。暫定的に原則として刑期一〇年未満の者を収容することとなっている。執行刑期の最長は一〇年七月である。学歴は、中卒が三〇％、高校中退が二二％、高卒が三七％となっており、交通事故犯を収容する刑務所ということもあって、他の刑務所に比べて学歴が相対的に高い。

所長以下、総務部、処遇部、医務課の二部一課制を採っている。職員数は約一八〇名である。加古川市全域が構造改革特区に指

定されているため、播磨社会復帰促進センターの運営開始と連動して、平成一九年（二〇〇七年）にPFI事業が導入され、特別目的会社（SPC）の従業員約五〇名が物品、信書及び居室の検査、事務支援、施設警備並びに運転業務などの比較的権力性の低い公務を担っている。

受刑者は、刑執行開始時指導（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律八五条一項一号）が終わると、その適性に応じて作業の業種を指定され、就業する。加古川刑務所には、木工、紡織、洋裁、金属加工などの工場がある。このうち、紡織においては生地の生産を糸の製造から行ない、洋裁においてはこの生地を縫製して全国の受刑者が着用する被服を製造している。近時、景気の急速な悪化に伴って、自動車関係の作業が急減している。

また、外部通勤作業（同法九六条）も実施しており、仮釈放が決定した受刑者の一部が、神港団地において通信販売のカタログの梱包作業に従事している。作業現場には梱包のラインがいくつもあり、受刑者は他の従業員とは別のラインを受け持っている。事業所の車輛により送迎が行なわれている。参観当日には三名の受刑者が外部通勤作業に従事しているだけであったが、多いときには一〇名を超える受刑者が従事している。

職業訓練については、日岡山職業訓練所として、ビル設備管理科、就職支援コース科、自動車科、情報処理科（OA科）を開設して、集合職業訓練を行なっている。自動車科においては、所内で国費で仮免許を取得することができ、年間一〇名強が取得している。出所後の就業に必要であるとして免許を取得する意思を有する者は多い。しかし、被害者が死亡している場合、人身事故で被害者の反対がある場合、受刑者の家族が反対している場合、自動車科の職業訓練は受講できない。

交通事故犯については、入所後に分類担当により運転の適性検査が行なわれるが、適性を極端に欠く者は少ない。もっとも、「だろーう運転」が目立ったり、危険予測の能力が低かったりするなどの運転傾向が強く見られる。

一般改善指導（同法一〇三条一項）として、一般区では月二回交通安全教育の指導を行なっている。交通区では週一回交通法令の指導を行なっている。また、一般区及び交通区ともに後述の特別改善指導の付帯プログラムとして酒害教育を行なっている。これは、

一般区も含めて飲酒運転事犯者が約一〇〇名おり、そのうち常習者が約四割いるためである。しかも、常習者のうち半数はアルコールへの依存の治療のために通院又は入院歴があるためである。一回五〇分の指導を週一回一〇週にわたって行なっている。自己のアルコールへの依存を認識していない場合も多く、自ら気付かせることから取り組んでいる。

特別改善指導（同法一〇三条二項）として、薬物依存離脱指導（R1）、性犯罪再犯防止指導（R3）、被害者の視点を取り入れた教育（R4）、交通安全指導（R5）、就労支援指導（R6）が行なわれている。第一及び第三水曜日が教育的処遇日となっている。

交通安全指導においては、一回五〇分の指導を週一回一二週にわたって行なっている。薬物依存者に対する外来用として用いられてきたマトリックス研究所の認知行動療法プログラムを一部改良して利用している。AA (Alcoholic Anonymous) や断酒会のような自助グループの手を借りることもある。治療連鎖を構築することが望ましいため、保護観察所などの連携が進んでいる。様々な場面で他の受刑者の交通事故の経験を聞くことにより、道路交通法違反のみで服役している受刑者にも教育効果があることが窺える。

性犯罪再犯防止指導においては、四つのグループワークを構成して処遇を行なっている。加古川刑務所は、中密度の処遇を行なう重点実施施設である。

出所後五年間の再入率は、二五%前後である。交通事犯を收容していることもあり、再入率は他の刑務所に比べると低い。

教科指導（同法一〇四条）も行なわれており、国語と算数が中心である。また、少数ではあるが、高等学校卒業程度認定試験を受験する者もあり、その指導も行なわれている。前年は受験した五名全員が合格した。

食事は、一般区においては、工場出役時の昼食に限って、工場内の食事スペースで行ない、それ以外の場合は居室で行なう。交通区においては、食堂で行なう。

居室における余暇時間のテレビ視聴が、原則として認められている。

かつては、農繁期に周辺の農家の援農を行ったり、受刑者を引率して周辺を歩く集団散歩が行なわれたりしていた。

交通区においては、開放的処遇を行なっている。第一に、居室、食堂、工場等に施錠をしていない。他室への立入りは禁止されているものの、受刑者が寮舎内を自由に移動できるようにしている。第二に、職員は受刑者の面会への立会をしない。外部通勤作業を行なっている場合、平日の面会ができないため、週末の面会を認めている。人数が多い場合、交通区内の屋外で一斉に面会を行なうこともある。家族が遠方にいるため面会が困難な場合、仮釈放前には電話による通信（同法一四六条、一四七条）を認めている。第三に、日直や週番を中心に各種委員を割り当てる役割活動を行なわせるなど、自立心の涵養を目指している。そして、毎朝夕、交通区内の誓いの碑の前で被害者への償いを唱和する。

全ての交通事犯が交通区に収容されるわけではなく、執行刑期六月未満の受刑者は交通区に収容されない。また、交通区に収容される受刑者の全てが収容期間を通じて交通区に収容されるわけではない。執行刑期が長い場合、一般区から交通区に異動した後、交通区から一般区に再度異動することもある。また、他の刑務所から加古川刑務所の交通区に移送された後、交通区から原収容刑務所に再度移送されることもある。

三、施設の様子

施設内は、一般区と交通区に分隔されていた。

まず、一般区の面会室を見学した。面会者用に三人分の椅子が用意されており、やや広く感じた。待合室には、比較的若い女性や幼い子どもを連れた女性が目立った。

次に、医務棟及び病舎を見学した。病舎では、受刑者の多くが高齢であり、室内で軽作業を行なっている者も少なくなかった。病舎中央では、経理夫数名がミシンで作業をしていた。

続いて、体育館を見学した。卓球台が並べられていた。体育館の一階には図書室があり、官本が配架されていた。運動の際に借

り出すことができるとのことであった。

また、居室を見学した。単独室の中には、二段ベッドが設置されている部屋もあった。集団室は、通常より狭い畳一二枚ほどで、トイレは窓際に設置されており、分隔されているものの、廊下からは様子が伺えるようになっていた。食事に木製の小さな机が受刑者の人数分が置かれていた。テレビが各室に設置されていた。私物の保管のための移動可能な立方体の袋が設置されていた（同法四八条、同規則一九条一項参照）。袋はダイヤル式で鍵がかかるようになっていた。居室は、南向き又は北向きで、建物と建物の間隔があるため、特に南向きの部屋の採光はよいように感じた。建物の入口近くに刑事施設視察委員会宛ての鍵が付けられた木製の意見箱が備え付けられていた（同法七条以下、特に九条四項、同規則二条以下参照）。集団室の中には、二名、四名といった収容定員を下回る部屋も見受けられ、集団室の過剰収容が解消されていることが窺われた。

さらに、紡織及び縫製の工場を順次見学した。工場では大型の機械が稼動しており、オートメーション化が進んでいることが窺われた。機械の稼動音が大きく、作業にあたる受刑者はいずれもイヤーマフをしていた。

そして、交通区に移動し、見学した。交通区は、外周の塀の高さが三メートルで、一般区の五メートルよりも低く、内部の分隔にフェンスが用いられていた。金属加工及び軽作業の工場を見学したが、窓には鉄格子がなく、一般区の工場の出入口に必ずある扉や鍵もなかった。工場の横には、自動車教習所を思わせる自動車科の訓練場があった。その隣には、交通区専用のグラウンドがあった。居室棟の窓には鉄格子があるものの、居室には鍵がなく、廊下側の窓にも鉄格子がなかった。居室は定員四名であるため、一般区の居室よりも狭かった。居室棟には畳敷きの部屋があり、慰霊用の祭壇が設けられていた。宗教を問わず慰霊を行なうことができるように配慮されているとのことであった。線香や蝋燭が備え付けられていたが、火を点けることは許されていないとのことであった。居室棟の隣には誓いの碑があった。別の建物ではグループカウンセリングが行なわれていた。また、面会室を見学した。面会室は一般区のものとは異なり、アクリル板などもなく、テーブルと椅子二脚があるこじんまりとした部屋であった。調査室も同じような大きさの部屋であり、外部通勤の受刑者の着替えを行なわせ、物品の不正な持込みなどがないか確認しているとの

ことであった。

その後、一般区に再び戻り、広場及びグラウンドを見学した。広場は雑草が生えたスペースで、受刑者がランニングをしたり、談笑したりしていた。グラウンドでは、ソフトボール大会が行なわれていた。他の刑務所に比べて、グラウンドが広く、運動のスペースには困らないことが窺われた。

さらに、木工及び自動車関係のシートの材料などの部品を作る工場を見学した。木工工場では、ソファなどを骨組みから製作する作業が行なわれており、数人の受刑者が相談しながら作業を進めている光景が見受けられた。

四、感想

工場や居室の状況から、PFI手法を活用した刑務所が開所し、受刑者が移送されたため、収容人員が漸減している様子が強く窺われた。一方で、刑務所の維持管理に必要な「優秀な」受刑者が移送されていくことで、所内の秩序や受刑者の質が悪化し、所内の運営に支障を来たしかねないとの懸念を抱いた。

改善指導が積極的に行なわれているものの、受刑者の質を考えれば、PFI手法を活用した刑務所に比べれば、再犯率が高いことは自然であり、そのことをもって、改善指導の努力や教育効果が直ちに否定されることは避けられなければならないと感じた。

* 御多忙の折、参観のお世話をいただいた所長及び教育担当の統括矯正処遇官をはじめとする方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。